



日本だから、できる。  
あたらしいオリンピック!

平成 21 年 9 月 7 日  
総 務 局

## 平成 20 年度指定管理者（東京都人権プラザ）管理運営状況評価結果について

東京都では、公の施設のサービスの質の向上や安全管理の徹底が図られているかを検証することを目的として、平成 20 年度における指定管理者の施設管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

総務局においても、指定管理者施設である東京都人権プラザを対象として評価を実施したところ、以下のとおりの結果になりましたので、ご報告します。

### 1 評価結果

	施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価
1	東京都人権プラザ	台東区橋場 1-1-6	(財)東京都人権啓発センター	5 年	良好

※指定期間の始期 平成 18 年 4 月 1 日

### 2 評価内容

利用者数は、近隣施設（会議室）の営業休止という外的要因も一部あるが、相談時間の延長や図書資料室の開室時間の延長を行うなどサービスの向上を図ったことや、新たな取組として、人権プラザ近隣の小中学校と連携した映画会、体験学習会、講演会、市との共催によるパネル展の実施などにより、経営目標に対して 23% の大幅増となっている。また、展示室の見学者、図書資料室の利用者数もそれぞれ増加している。

今後は、これまでの啓発事業のレベルの維持に加えて、新たな事業展開を工夫するなど、人権問題への理解を深めてもらうため取組を進めることが望まれる。

### 3 評価委員会名及び委員構成

- ・東京都人権プラザ指定管理者評価委員会  
委員構成…学識経験者 2 名、弁護士 1 名、職員 2 名 計 5 名

### 4 評価の観点

#### (1) 管理状況

協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか。個人情報保護、報告等は適切に行われているか。施設の安全性は確保されているか。適切な財務運営・財産管理が行われているか。

#### (2) 事業効果

事業計画どおりの利用状況になっているか。事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか。

<問い合わせ先>

総務局人権部人権施策推進課

電話 5388-2586 (直通)